

社会福祉法人大多喜町社会福祉協議会理事・監事及び評議員  
並びに非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大多喜町社会福祉協議会（以下「協議会」という）の理事・監事及び評議員並びに非常勤者（以下「役員等」という）の報酬及び費用弁償の支給方法を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 役員等の報酬は、別表のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 役員が会勤のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規程により、支給する旅費の額及びその支給方法については、協議会職員に支給する旅費の例による。

附 則

この規程は、平成元年4月7日から施行する。

附 則 （改正. 平成9年4月1日、規程第1号）

この規程は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年10月19日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年12月10日から適用する。

別 表

区 分	報 酬 の 額
会 長	月 額 10,000円
理 事	日 額 2,000円
監 事	日 額 2,000円
評 議 員	日 額 2,000円
心配ごと相談員	日 額 2,000円
結婚相談所運営委員	日 額 2,000円
生活福祉資金調査委員	日 額 2,000円
シルバー人材センター 運営委員会委員	日 額 2,000円
評議員選任・解任委員	日 額 2,000円